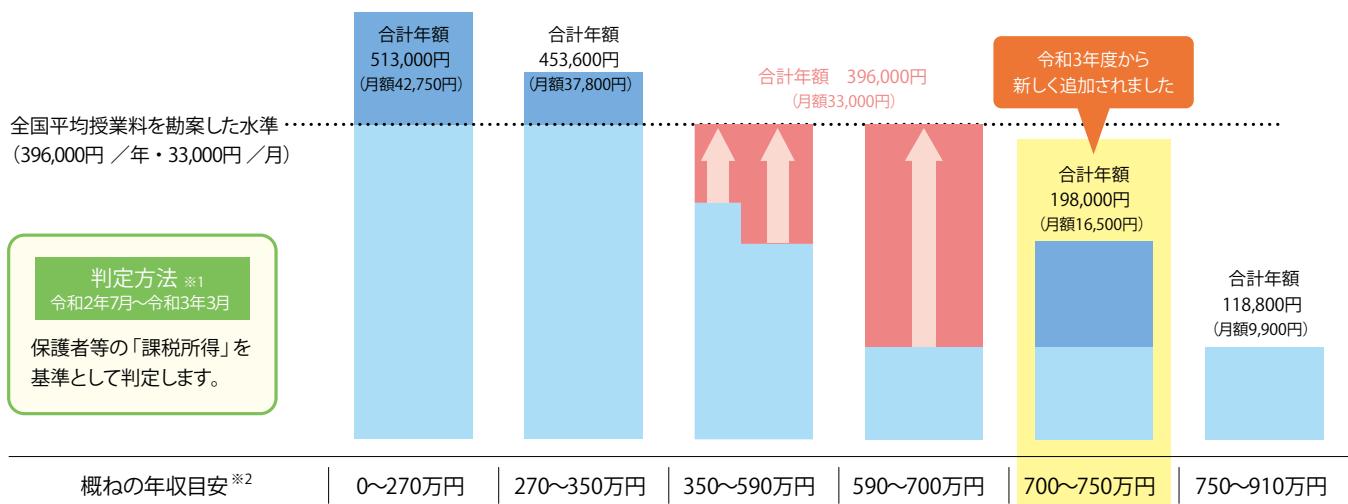


就学支援金制度について

国の就学支援金制度の見直しに伴い、
令和3年度から静岡県独自の授業料減免制度が更に拡充されています。

静岡県独自の授業料減免制度と国の就学支援金制度を合わせた金額



※1. 「課税所得」とは、「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」により算定されます。

※2. 世帯年収は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の概ねの目安となります。

- 具体的な判定基準額や必要書類については、入学後、県から学校を通じてお知らせします。
- 概ね年収910万円以上の所得世帯については、就学支援金及び県授業料減免の支給はありません。



ご注意ください!

就学支援金の対象は授業料だけです！ トータル金額で考えましょう！

A校 の場合

| 生徒一人当たりの学費負担 (例) | 通常 | 就学支援金制度を利用 (-33,000円の場合) | 就学支援金制度を利用 (-37,800円の場合) |
|------------------|---------|--------------------------|--------------------------|
| 授業料 | 31,000円 | 0円 | 0円 |
| 施設費 | 6,000円 | 6,000円 | 6,000円 |
| 実習費 | 500円 | 500円 | 500円 |
| その他 | 2,500円 | 2,500円 | 2,500円 |
| 合計 | 40,000円 | 9,000円 | 9,000円 |

B校 の場合

| 生徒一人当たりの学費負担 (例) | 通常 | 就学支援金制度を利用 (-33,000円の場合) | 就学支援金制度を利用 (-37,800円の場合) |
|------------------|---------|--------------------------|--------------------------|
| 授業料 | 37,000円 | 4,000円 | 0円 |
| 施設費 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 実習費 | 0円 | 0円 | 0円 |
| その他 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 |
| 合計 | 40,000円 | 7,000円 | 3,000円 |

上記2校を比較したとき、通常の学費は同一ですが、授業料だけを見るとA校の方が負担が小さく、それ以外はB校の方が小さくなっています。この場合、就学支援金が適用されると、最終的な負担額はB校の方が小さくなります。